

# 教育子ども委員会

## 説明資料

ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画  
(中間案)について

平成30年7月2日  
教育委員会

目 次

頁

1 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画について.....	1
2 現状と課題.....	3
3 今後的小規模校への取り組み.....	5
4 今後の過大規模校への取り組み.....	8
5 情報の発信.....	8
6 今後の予定.....	8

## 1 ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画について

### (1) 計画策定の趣旨

本市では、少子化に伴い小規模校が増加したことから、平成22年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「小規模校対策に関する実施計画」を策定し、対策を進めてきた。

平成28年度に計画期間が終了した段階においても、小規模校は増加しており、過大規模校や学校施設の老朽化等の課題も生じているため、学校規模に関する新たな計画を策定する。

### (2) 目指すべき姿

望ましい学校規模を確保することで、「子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境」を目指す。

### (3) 行動指針

ア 子どものことを第一に考え、教育委員会が主体的に望ましい学校規模の確保に取り組む。

イ 学校ごとの具体的なプランに基づき、目指すべき姿を早期に実現する。

ウ 望ましい学校規模の確保を契機に、教育・学校運営面、施設面それぞれにおいて教育環境の向上を図る。

### (4) 計画期間

2019（平成31）年度から2033年度までの15年間

## (5) 実現したい学校ビジョン

本計画に基づく取り組みを進め、望ましい学校規模を確保することにより、子どもたちがいきいきと輝く魅力的な学校ビジョンの実現を目指す。

### 実現したい学校ビジョン

#### 教育面 子どもたちが多くの人とふれあい育ちます。

- ◆様々な考え方や価値観に触れ、切磋琢磨することで、社会性やコミュニケーション能力、向上心等を高めることができる。
- ◆クラス替えを契機として意欲を新たにしたり、新しい人間関係を構築する力を身に付けたりすることができる。
- ◆運動会や文化祭等、学校行事において、種目や演目の選択肢に幅を持たせ、クラス同士が切磋琢磨することで、行事が活性化する。
- ◆係活動等の役割をバランスよく分担することで、子どもたち一人ひとりが活躍する場や機会を確保することができる。

#### 学校運営面 教員が子どもとより向き合うことができ、指導が充実します。

- 今小規模校よりも教員の配置人数が多くなり、校務や行事の事務分担を適切に行うことができるため、教員が子どもと向き合う時間をより多く生み出せる。
- ◆教員が連携をとって子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握できるようになり、過大規模校よりもきめ細やかな指導を行える。

#### 施設面 学校施設の老朽化を早期に改善します。

- 今学校統合を契機に、必要に応じたリニューアル改修や増改築を行うことで、老朽化の進む学校施設の早期改善を図り、安心・安全で快適な施設環境を確保する。
- ◆多目的教室やオープンスペース、電子黒板等のＩＣＴ環境の整備をはじめ、学習指導要領の改訂等に合わせて求められる教育環境の多様な変化に、優先的に対応する。

## 2 現状と課題

### (1) 現状

#### ア 学校規模の考え方

本市では、小学校は12から24学級、中学校は6から24学級を「望ましい学校規模」と考える。

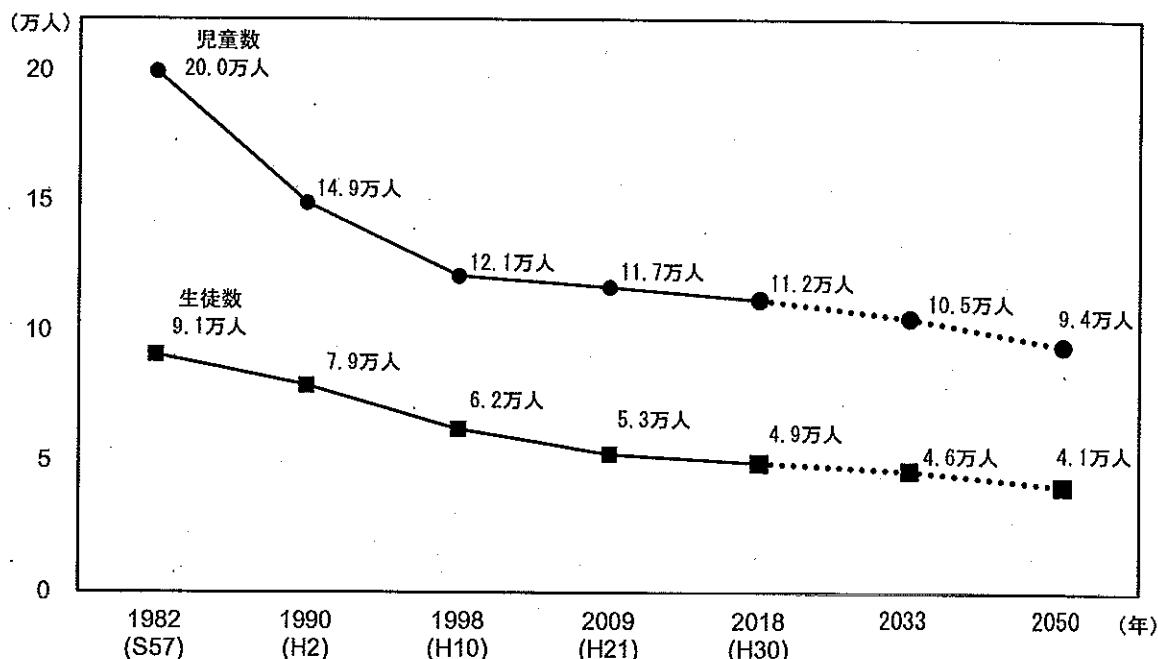
	11 12	24 25	30 31(学級数)
小学校	小規模	望ましい規模	大規模 過大規模
中学校	小規模	望ましい規模	大規模 過大規模
	5 6 8 9	18 19	24 25 30 31(学級数)

※中学校は、教員配置等、教育諸条件を考慮し、9から18学級をより望ましい規模と考える。

#### イ 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は、ピーク時の1982（昭和57）年度と比較して4割以上減少している。少子化は今後も続くと予想されており、約30年後の2050年には、さらに減少する見込みである。

■児童・生徒数の推移（1982年～2050年）

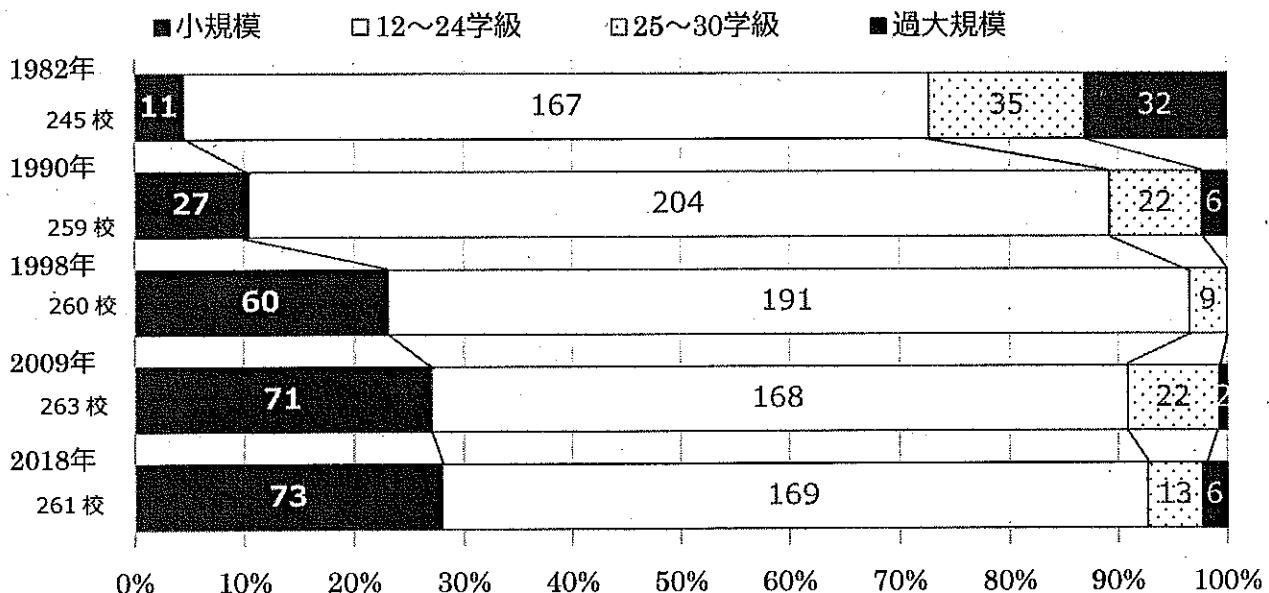


名古屋市推計を基に教育委員会が作成

## ウ 小規模校・過大規模校の推移

小規模校は増加しており、本市の市立小学校の約3割が小規模校となっている。

### ■名古屋市立小学校の小規模校・過大規模校の推移（1982年～2018年）



## （2）課題

### ア 小規模校

- 日々の学校生活の中で、様々な考え方や価値観に出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる。
- 子どもたちの実態に応じたクラス替えが困難であるため、人間関係の固定化や男女比の偏りが生じやすい。
- 小規模校では教員数が少ないため、教員一人あたりの校務や行事に関する負担が重い。
- チームティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。

### イ 過大規模校

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる。
- 教員集団として、子どもたち一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難で、問題行動が発生しやすい。

### ウ 施設の老朽化

- 財政的に持続可能な範囲で、学校施設を安心・安全・快適に維持管理していくためには、施設の長寿命化とともに、保有資産量の適正化をどのように進めていくかが課題となっている。

### (3) 課題の解決に向けて

- 平成29年10月から、学識経験者や学校関係者、保護者・地域の関係者等からなる「学校規模適正化推進懇談会」を開催し、「学校の小規模化、過大規模化を解消し、良好な教育環境を確保する」というテーマで意見交換をおこなった。
- 懇談会での意見も踏まえて、本計画を策定し、課題解決に向けた望ましい学校規模を確保する取り組みを推進する。

## 3. 今後的小規模校への取り組み

### (1) 取り組みの方法に関すること

- 「通学区域の変更」または「学校の統合」により進める。
- 学校の統合は、次の考え方により行う。

#### (ア) 統合の組み合わせ

原則として、同じ行政区内外、同じ中学校ブロック内の組み合わせとする。ただし、特に有効と考えられる場合には、行政区や中学校ブロックを超えた統合を検討する。

#### (イ) 小学校と中学校の併設

通学距離や敷地条件等で特に有効と考えられる場合は検討する。

#### (ウ) 通学距離の基準

徒歩を基本として、小学校は概ね2キロメートル、中学校は概ね3キロメートルを目安とする。

#### (エ) 学校等の沿革・歴史等、諸条件の勘案

統合校の組み合わせを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎等の諸条件を可能な限り勘案する。

#### (オ) 統合校のあり方

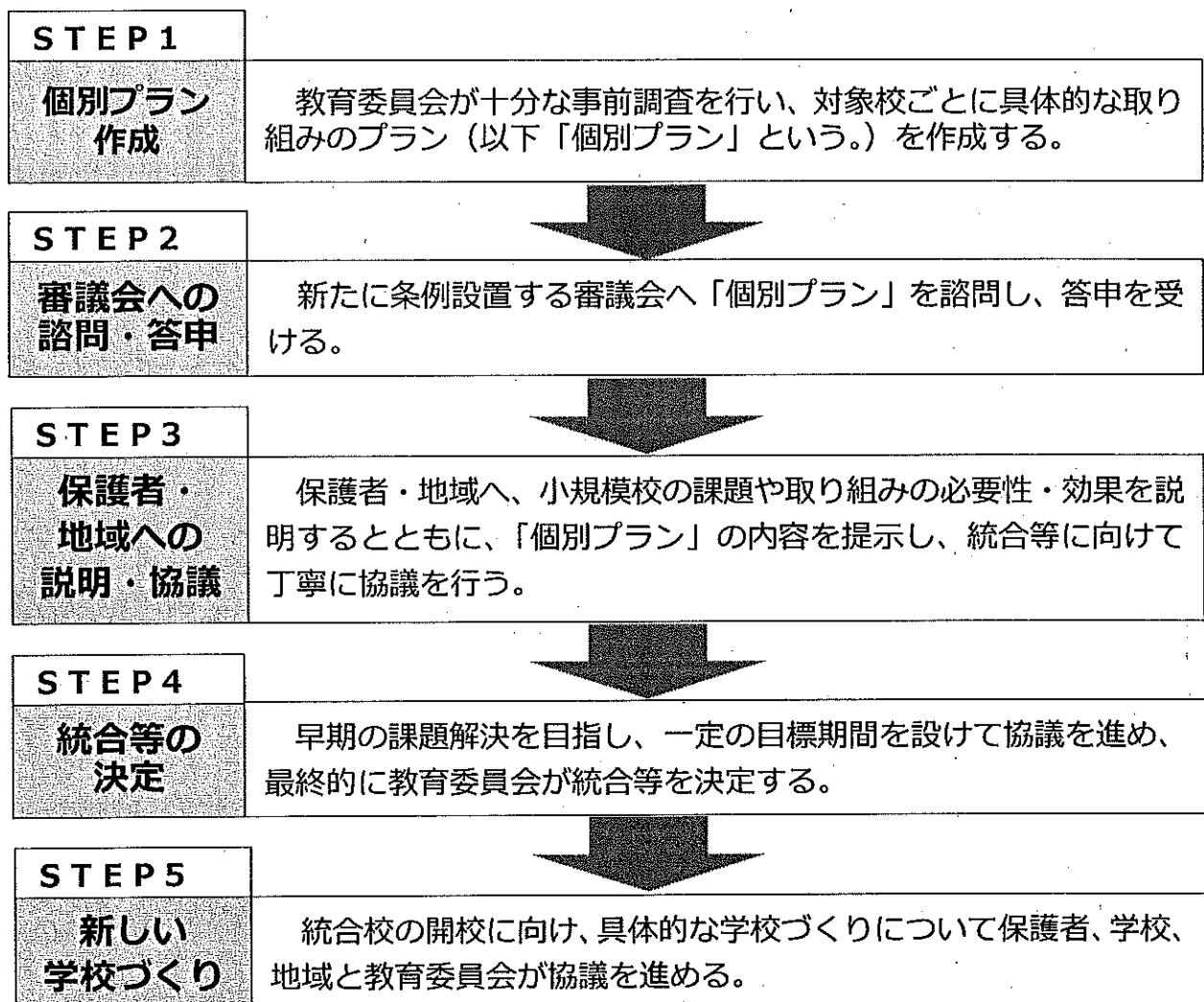
原則として、統合により一方の学校を残し、他方の学校を廃止するのではなく、新しい学校を開設するという考え方で取り組む。

#### (カ) 跡地の活用

防災拠点など地域に必要な機能に配慮しながら、余剰となる資産の有効活用を全市的な視点で検討する。

(2) 取り組みの進め方に関すること

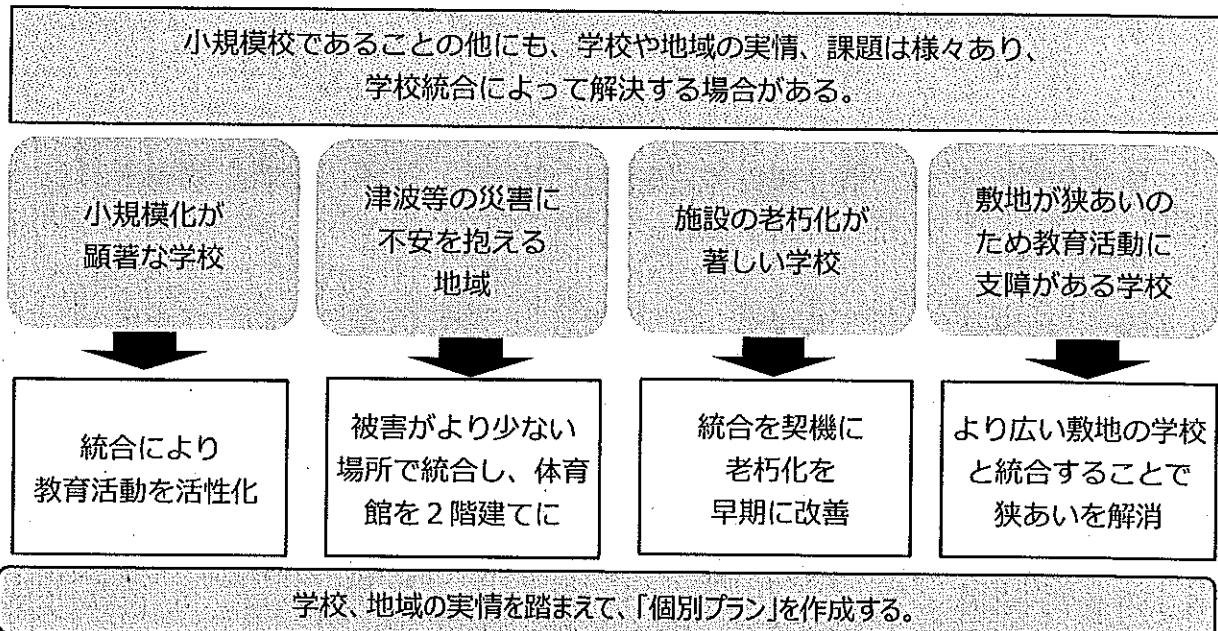
ア 取り組みの流れ



○小規模校への取り組みは、区役所や学校と連携して地域に根差し、スピード感をもって進める。

#### イ 「個別プラン」について

- 保護者・地域への説明・協議を進める際に、具体的な取り組み内容を提示するため、「個別プラン」を作成し、統合の相手校や統合場所等の項目について、十分な事前調査の上で、教育委員会の考え方を掲載する。
- 「個別プラン」を作成する学校は、小規模化の状況の他、学校や地域の抱える実情を踏まえて選定する。



#### ウ 審議会による審議

- 取り組みを進めるにあたり、中立性・客觀性が求められるとともに専門的立場からの見識や判断等が必要であるため、条例に基づく審議会を新たに設置する。
- 審議会は、「個別プラン」に関することの他、望ましい学校規模の確保に関する重要事項について調査・審議し、教育委員会に答申する。

#### エ 保護者・地域との説明・協議

- 審議会の答申を受けて、小規模校の課題、取り組みの必要性や効果とともに、「個別プラン」の内容を保護者・地域へ説明する。
- あらかじめ設定した目標期間を目処に、保護者・地域と丁寧に協議を重ねた上で、教育委員会が統合等を決定する。

#### (3) 施設の老朽化への対応に関するこ

統合後の児童・生徒数等に応じて必要なリニューアル改修や増改築を統合時に行うことで、老朽化の進む学校施設の早期改善や、多様化する教育ニーズへの対応等、子どもたちの教育環境の向上を図る。

#### (4) 取り組みを進める上での配慮事項

統合等の取り組みについては、児童・生徒の学校生活や通学の安全、学校統合後の地域活動等に配慮しながら進めていく。

#### 4 今後の過大規模校への取り組み

- 過大規模校への取り組みは、「通学区域の変更」または「学校の分離新設」により進める。
- 小規模校への取り組みと同様、「個別プラン」を作成し、保護者・地域へ、過大規模校の状況や取り組みの必要性について、丁寧に説明・協議を行う。

#### 5 情報の発信

本市の現状や取り組み等について、ホームページへの掲載や統合校の見学会等、積極的な情報発信を行う。

#### 6 今後の予定

時 期	内 容
平成30年 7月22日(日)	シンポジウムの開催
7月25日(水) ～9月6日(木)	地域説明会の開催
12月上旬	計画案の公表
平成31年 1～2月	パブリックコメント
3月	計画策定・公表